

## 海外ニュース

2020年221号(令和2年3月26日)

金子 晃 監修

### 内 容

#### I 米国競争法(政策)

- 1 連邦取引委員会、大手カミソリメーカーであるエッジウェルによる新規参入企業ハリーズの買収案の阻止を求めて提訴(2020年2月3日)
- 2 司法省、ディスクドライブ用部品を巡る長年にわたる価格カルテルに関与したとして元幹部2名が起訴されたと公表(2020年2月14日)
- 3 司法省、包装容器大手Liqui-BoxによるDS Smithのプラスチック部門の買収計画を条件付きで容認(2020年2月19日)

#### II 欧州競争法(政策)

- 1 共謀事件  
欧州委員会、映画関連商品の販売を制限したことを理由にNBCUniversalに対し1430万ユーロの制裁金を賦課(2020年11月4日)
- 2 買収事件  
欧州委員会 ZFによるWabooの買収を承認(2020年1月23日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1  
赤坂KSビル2F

電話 03(3585)1241

FAX 03(3585)1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

一件目は、カミソリメーカー・エッジウェルによるスタートアップ企業・ハリーズの買収計画の阻止を求める訴訟の提起である。連邦取引委員会は、本件審判開始決定書及び差止訴訟の訴状の中で、本件買収案が実施されれば、エッジウェルとP&Gの二社寡占体制を崩し、価格を引き下げてきた破壊的ライバルたるハリーズが消滅することとなると主張している。ハリーズは消費者向けネット通販業者として参入し、2016年には実在の店舗にも参入した。価格の引下げは店舗への参入時から始まった。

二件目は、ハードディスクドライブ部品に係る価格カルテルに関与したとして日本発条の元幹部2名が大陪審起訴を受けた事例である。本件起訴は、同社がカルテルへの関与を認め、罰金2850万ドルを支払うことを司法省に約束したという司法取引の成立に続き、行われたものである。

三件目は、包装容器製造大手Liqui-Boxによる同業SD Smithのプラスチック部門の買収案をSD Smithの一定のバッグインボックス事業の売却を条件として承認された事例である。司法省に届け出られた本件買収計画では、食用液体用のバッグインボックスの米国市場における主要な供給業者4社が3社に減ることになっていた。

### 1 連邦取引委員会、大手カミソリメーカーであるエッジウェルによる新規参入企業ハリーズの買収案の阻止を求めて提訴(2020年2月3日)<sup>1</sup>

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は2月3日、大手カミソリメーカーEdgewell Personal Care Company(以下「エッジウェル」という。)による13億7000万ドル(約1424億8000万円、1ドル=104円)に及ぶ新規参入企業Harry's, Inc.(以下「ハリーズ」という。)の買収案の阻止を求め、差止請求訴訟を提起するための権限を競争局のスタッフに対し付与した。FTCは訴状の中で、本件買収案が実施されれば、カミソリ産業における主要な競争者の内の一社が消滅することとなると主張している。ハリーズが独立した競争者として消滅してしまえば、かつては主要2社により支配されていた産業において価格引下げ及び技術革新をもたらしてきた破壊的ライバルが無くなることになる。

FTCは、審判開始決定書を発出し、また審判が終了するまで現状を維持させるために、緊急停止命令及び予備的差止めを求める訴訟をコロンビア特別区連邦地裁において提起するための権限をスタッフに対し与えた。

エッジウェル、ハリーズ及び市場の主導者であるP&Gは、男性用及び女性用カミソリを製造販売する米国における数少ない主要な競争者のうちの3社である。FTCは、訴状において、エッジウェル及びP&Gの各社がそれぞれシックとジレットブランドの男性用カミソリ、及びイントゥイションとヴィーナズブランドの女性用カミソリを製造販売する二社寡占体制を長年にわたり維持しており、需給の変化と関係なく価格を毎年引き上げていたと訴えている。

---

<sup>1</sup> Press Release, Federal Trade Commission, FTC Files Suit to Block Edgewell Personal Care Company's Acquisition of Harry's, Inc., February 3, 2020.

カミソリのネット通販業者として立ち上げられたハリーズは、2016年には実店舗にも参入した。この新しい競争の威嚇にさらされた結果、P&G及びエッジウェルは価格を引き下げ、新しい製品を開発し、それにより消費者に相当な利益をもたらした。FTCは訴状の中で、本件買収案が実施されれば、エッジウェルの傘下に破壊的ライバルたるハリーズが入ることになり、その結果、カミソリ供給者間の競争が消滅して、米国におけるカミソリの消費者に相当な害が及ぼされることとなると主張している。

FTCは、審判開始決定書を発出し、また緊急停止命令及び予備的差止命令を求めるための権限をスタッフに対し付与することを5-0で評決した。審判は2020年6月30日に開始される予定である。

## 2 司法省、ディスクドライブ用部品を巡る長年にわたる価格カルテルに関与したとして元幹部2名が起訴されたと公表(2020年2月14日)<sup>2</sup>

司法省は2月14日、ハードディスクドライブのサスペンション用部品に係る価格カルテルに関与したとして連邦大陪審がヒトシ・ハシモト及びヒロユキ・タムラを起訴したと公表した。

日本国籍を有するハシモトとタムラは日本発条の販売部門担当の元役員であり、同社は2019年9月に有罪答弁を行い、また同年12月に罰金2850万ドル(約29億6400万円)の支払命令を受けた。

本件被告人ハシモトとタムラに対する起訴状は昨日、カリフォルニア州北部地区地裁に提出された。起訴状において、司法省は、遅くとも2008年5月から早くとも2016年4月にかけて、ハシモトとタムラが、ハードディスクドライブのサスペンション用ばねの販売に関し、価格カルテルを行っていたと主張している。起訴状によれば、両被告人は他者と共謀して、同サスペンション用ばねの販売価格を固定、安定及び維持していた。それによれば、両被告人及びその他の共謀者らは、本件価格カルテルを形成し、また実施するため、とりわけ、(1)価格競争を回避することに合意し、(2)それぞれの共謀者に市場シェアを割り当てることに合意し、また(3)米国その他の地域に所在する顧客から見積依頼があった際に、同顧客に対し提示をする見積価格などの価格に関する情報を交換していた。

マキン・デルラヒム反トラスト局長は次の声明を出した。「本日の起訴は、反トラスト法違反行為が法人犯罪であるのみならず、個人による犯罪でもあることを示している。反トラスト局は、消費者を騙すために反トラスト法違反を犯した企業幹部を起訴することに力を注いでいる。」

サスペンション用ばねは、コンピューター又は独立型電子記憶措置などのデータ記憶に使われるハードディスクドライブ部品である。ハードディスクドライブとは、高速回転するディスクからデータを読み込んだりそれにデータを書き込んだりするために、磁気ヘッドを使用する装置のことである。サスペンション用ばねは、ディスクの近い位置に磁気ヘッドを支えるためのフレームであり、磁気ヘッドからハードディスクドライブの電気回路

---

<sup>2</sup> Press Release, Department of Justice, Two Executives Indicted in Long-Running Antitrust Conspiracy to Fix Prices for Disk Drive Components, February 14, 2020.

網へと電流を流す役割も果たしている。

今回の刑事訴追は、司法省反トラスト局刑事執行第Ⅱ課、連邦捜査局(FBI)国際汚職ユニット、及び米国郵便局監査官室が現在行っている捜査の結果によるものである。

### 3 司法省、包装容器大手 Liqui-Box による DS Smith のプラスチック部門の買収計画を条件付きで容認(2020年2月19日)<sup>3</sup>

司法省は2月19日、包装容器大手 Liqui-Box Inc. (以下「Liqui-Box」という。)が DS Smith plc(以下「DS Smith」という。)のプラスチック部門の買収計画を進めるには、Liqui-Box に投資をしているプライベートエクイティファンド Olympus Fund IV L.P. (以下「Olympic Fund」という。)、Liqui-Box 及び DS Smith が、DS Smith の米国での牛乳等、濃縮ドリンクミックス(ソーダのシルップ等)、スムージー及びワイン用のバッグインボックス(箱に入った袋)の製造施設を譲渡する必要がある旨を公表した。司法省に届け出られた買収計画では、米国における牛乳等、濃縮ドリンクミックス、スムージー及びワイン用のバッグインボックスの主要な供給者のうちの2社との間の競争が消滅することになっていた。

司法省反トラスト局は、本件買収の阻止を求めてコロンビア特別区連邦地裁において訴訟を提起し、それと共に和解案を提訴した。同裁判所が和解案を承認すれば、同省の競争上の懸念は解消されることになる。

マカン・デルラヒム反トラスト局長は次の声明を発表した。「司法省に届け出られた買収計画では、酪農場、ソフトドリンク製造業者、その他の食品製造業者が液体を保存し、商店、レストラン、その他の食品加工業者に輸送するために用いる容器を巡る競争が消滅することになっていた。本日の和解案は、バッグインボックスの購入者が当該製品の開発、及び製造販売を巡る活発な競争から利益を受け続けられることを確実にしている。」

バッグインボックスは、プラスチックバッグとそのバッグ用の口栓(注ぎ口)によって構成される軟性包装容器であり、食用液体の貯蔵、保管、輸送及び分配に使用されている。司法省の訴状によれば、Liqui-Box 及び Rapak ブランドの下で活動する DS Smith は、米国における牛乳等、濃縮ドリンクミックス及びスムージー用のバッグインボックスの主要な供給業者3社のうちの2社である。両社はまた、ワイン用のバッグインボックスの主要な製造業者4社のうちの2社である。司法省は訴状の中で、Liqui-Box 及び DS Smith との間のバッグインボックスを巡る競争がより低い価格、より高い品質やより良いサービスをもたらし、新しいバッグインボックス容器の開発に繋がる技術革新をもたらしていると主張している。訴状によれば、届け出られた本件買収案が計画どおりに実施されるならば、両当事会社間の競争が消滅することになり、結果として、価格の上昇、品質及びサービスの低下、並びに研究開発投資の低迷がもたらされることになるであろう。

和解案で示された条件下において、Liqui-Box は、米国において Liqui-Box と重複する DS Smith の牛乳等、濃縮ドリンクミックス、スムージー及びワイン用のバッグインボック

---

<sup>3</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires Divestiture in Order for Liqui-box to Proceed With Acquisition of Plastics Division of DS Smith, February 19, 2020.

ス関連の生産施設の全て(インディアナ州インディアナポリス市、カリフォルニア州ユニオンシティ市における製造設備、倉庫、オフィス等)を TriMas Corporation、又はアメリカ合衆国が承認する米国における他の代替的購入者に対し売却しなければならない。ミシガン州に本社を構える、TriMas Corporation は、消費者製品、航空宇宙及び工業分野で事業を展開する製造業者として、ヘルスケア、美容、ホームケア、飲料及び工業市場において様々な容器製品を販売している。

Olympus Partners はコネチカット州スタンフォードに本社を置くデラウェア州のリミテッドパートナーシップ(合資会社)である。Olympic Fund は Olympus Partners の基金であり、同社は2018年に約85億ドル(約8840億円)の資金を様々な基金を通じて投資していた。Olympus Fund VI はその内の約23億ドル(約2392億円)を投資した。

Liqui-Box は、Olympus Fund のポートフォリオ企業であり、ヴァージニア州リッチモンドに本社を構える、デラウェア州で設立された法人である。Liqui-Box は、2018年には、米国における約1億2300万ドル(約127億9200万円)の売上を含め、1億7700万ドル(約184億800万円)の売上を計上した。

DS Smith は英国ロンドンに本社を置く英国の公開有限会社である。DS Smith のプラスチック部門はイリノイ州ロメオヴィルに本社を構えている。2018年にDS Smith のプラスチック部門は、米国における約1億3700万ドル(約142億4800万円)の売上を含め、4億7900万ドル(約498億1600万円)の売上を計上した。

本件和解案は、反トラスト手続及び罰金法の定めにより、競争上の影響に関する司法省の意見と共に、連邦官報において公表される。如何なる者も、その公表の日から60日以内に和解案に関する意見を書面にて反トラスト局国防・産業・航空宇宙課の課長宛に提出することができる。意見提出期間が終了した後、コロンビア特別区連邦地裁は、本件和解案が公益の範囲内にあるとしてそれを承認することができる。

(お問い合わせは、佐藤 潤、法学者(専門分野：経済法・知的財産法)・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo. co. jp、までお願いします。)

## II 欧州競争法(政策)

1 件目は、NBCUniversal(ライセンサー)がライセンシーとの間で取り決めた同社の映画関連商品の越境取引の制限が EU 運営条約 101 条違反とされた事例である。同社の行為は、EU 単一市場の分断を図るものであるが、EU 単一市場の創設、維持を目的とする EU 競争法の根本原理に反するものである。

2 件目は、米欧の商用車部品会社間の買収事件である。両当事会社の製品は相互補完的なものであり、合併による相乗効果が期待できる案件であるが、買収後も関連市場における有効な競争が維持されるとして、欧州委員会により無条件で承認された。

### 1 共謀事件

**欧州委員会、映画関連商品の販売を制限したことを理由に NBCUniversal に対し 1430 万ユーロの制裁金を賦課(2020 年 11 月 4 日)<sup>4</sup>**

欧州委員会は、取引先が欧州経済領域(EEA)域内において割り当てられた地域と顧客を超えて販売することを制限していたことを理由に、NBCUniversal LLC(以下「NBCUniversal」という。)を含む Comcast Corporation に属する複数の事業者に対し、総額 1432 万 7000 ユーロ(約 17 億 2000 万円、1 ユーロ=120 円換算とする。)の制裁金を賦課した。本制限の対象商品は、NBCUniversal の映画のミニオンズ、ジュラシック・ワールド等の映像とキャラクターが付されていた。

ライセンスされた映画関連商品は極めて多様であるが(例: マグカップ、バック、衣服、靴、文具、玩具)、すべての商品に、著作権又は商標権等の知的財産権により保護されている 1 ないし複数のロゴや映像が付されている。ライセンス契約により、一方当事者(ライセンサー)は、他方当事者(ライセンシー)に対し、特定の製品について自己の 1 ないし複数の知的財産権を利用することを許諾する。

NBCUniversal は、米国を拠点とする事業者であり、全世界においてケーブルと放送ネットワーク、映画、テレビ制作会社を運営している。同社の一部門が、NBCUniversal のブランドにより、ミニオンズ、ジュラシック・ワールド、トロールズ等の人気のある NBCUniversal の映画の映像とキャラクターが付され製品の製造と販売に対する知的財産権のライセンスを管理している。

欧州委員会は 2017 年 6 月に NBCUniversal の特定のライセンスと販売慣行に対する反トラスト調査を開始し、同社が EU 単一市場におけるライセンス商品を自由に販売することを違法に制限していないかについて評価を行った。

欧州委員会による調査の結果、NBCUniversal の排他的ではない契約が EU 競争法に違反していることが明らかになった。

— NBCUniversal は、ライセンシーによる地域外販売を制限する多くの直接的制約を課していた。具体的には、このような販売を明確に禁止する条項、NBCUniversal に対す

---

<sup>4</sup> Press Release, European Commission, Antitrust: Commission fines NBCUniversal €14.3 million for restricting sales of film merchandise products, 30 January 2020.

る地域外販売の通知義務、ライセンス商品で使用される言語の制限、地域外販売による収入のNBCUniversalへの支払い義務等である。

- ー NBCUniversalは、割り当てられた顧客又は顧客群を超えた販売を制限する多くの直接的制約を課していた。具体的には、このような販売を明確に禁止する条項、このような販売によりもたらされる収入のNBCUniversalへの払い義務等である。
- ー NBCUniversalは、オンライン販売を制限する多くの直接的制約を課していた。具体的には、オンライン販売の禁止条項、地域外のオンライン販売の禁止条項、特定の小売業者のウェブサイト上のみでのオンライン販売を認める条項等である。
- ー NBCUniversalは、ライセンシーに対してライセンシーの顧客に上記の販売に係る制約を伝える義務を課していた。具体的には、ライセンス製品をライセンシーの割り当てられた地域や顧客群を越えて販売していた顧客に対して供給しない義務を課していた。
- ー NBCUniversalはまた、上記の販売に係る制約の遵守を促す間接的方法として多くの制約を課していた。具体的な制約には、ライセンシーが一連の制約を遵守しない場合の監査、及び契約の終了又は非更改が含まれていた。

欧州委員会は、6年半以上(2013年1月1日から2019年9月25日)にわたり実施されていたNBCUniversalの違法な行為は、単一市場を分断するものであるところ、欧州におけるライセンシーが、欧州の顧客を犠牲にし、国境と顧客群を越えたライセンス製品の販売を妨げていたものであると結論づけた。

## NBCUniversalの協力

NBCUniversalは、本件違反行為を認めた上で、欧州委員会に対して違反行為を証明する能力を高めることにつながる追加的証拠を提供し、手続の簡素化につながる一定の手続上の権利を放棄するなど、法的義務を越えて欧州委員会に協力した。

よって欧州委員会は、上記協力に対する見返りとして、NBCUniversalに対して制裁金の30%を減額した。

## 制裁金

本件に対する制裁金は、欧州委員会の2006年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。欧州委員会は制裁金の水準を決定するに際し、違反行為に関連する販売額、違反行為の重大性と継続期間、NBCUniversalが調査において欧州委員会に協力した事実を考慮した。

## 2 買収事件

### 欧州委員会 ZF による Waboo の買収を承認(2020年1月23日)<sup>5</sup>

欧州委員会は、EU 合併規則の下、ZF Friedrichsafen AG(以下「ZF」という。)による Wabco(Wabco Holdings Inc. 以下「Wabco」という。)の買収を承認した。欧州委員会は、本件取引

---

<sup>5</sup> Press Release, European Commission, Mergers: Commission approves ZF's acquisition of Wabco, 23 January 2020.

は欧州経済領域(EEA)において、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。

ZF と Wabco の両社は、中型・大型車(以下「MHCV」という。)を中心とする多様な商用車の部品を製造している。両社の製品の範囲は、MHCV 市場において大部分が補完的関係にある。ZF は乗用車と商用車のハンドル、車台、変速装置等の駆動製品に特化しており、Wabco は商用車のブレーキとアクティブ・セーフティ技術に特化している。

### 欧州委員会による調査

欧州委員会は、複数の市場に対する本件取引の影響を評価した。欧州委員会は調査の過程で、顧客と競争者から多くのコメントを受領した。

欧州委員会の調査の結果、本件取引は次の製品市場における有効な競争を妨げる恐れはないことが明らかになった。

- － 変速装置：Wabco は、変速装置の部品として AMT コントローラー、クラッチ・アクチュエーター、クラッチ・サーボ等を供給しており、ZF はこれらの部品を購入又は製造している。本件市場の購入、製造の両段階において、現実の又は潜在的な供給源が存在することから、欧州委員会は本件取引が競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。
- － エア・コンプレッサー向けクラッチ：Wabco はエア・コンプレッサーを製造し、ZF はエア・コンプレッサーに使用されるクラッチを製造している。両市場における供給と発注の関係、及び両市場における競争状況に関する分析に基づき、欧州委員会は本件取引が競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。
- － キャビン・エアサス・システム：Wabco は、トラック製造業者にコントロール・レベリング・バルブを直接販売している。欧州委員会は、本件市場に代替的なコントロール・レベリング・バルブとエアサス・システムの代替的供給者が存在することに鑑みて、競争上の懸念はないと結論づけた。
- － 自動運転支援装置(ADAS)：ZF は、車線逸脱警告や自動緊急ブレーキ等の ADAS 機能に必要なカメラとレーダーを供給している。ZF は、トラック製造業者や Wabco 等のこれらの部品を ADAS 装置に組み込む企業へ販売している。ADAS の分野は開発が著しく、自動運転の方向へとシフトする見込みである。本分野において事業活動を行っている事業者は数多いことに鑑み、欧州委員会は本件取引によっても、ZF と Wabco の競争者が ADAS 装置を開発し、市場に供給することが妨げられるものではないと考えている。

よって欧州委員会は、ZF と Wabco が関連市場において本件取引後も有効な競争に直面し続けることから、本件取引は競争上の懸念を惹起するものではないと結論付け、本件取引を無条件で承認した。

なお、本件取引は、2019 年 12 月 9 日に欧州委員会へ届け出られたものである。

### 本件当事会社

ZF Friedrichshafen AG は、ドイツを本拠とし、乗用車、商用車と産業技術向けの製品を開発、製造、販売する世界的な技術会社である。

Wabco Holdings Inc. は、スイスを本拠とする米国企業であり、トラック、バス、トレーラーを含む商用車のブレーキ制御装置、技術、及び安全性、効率性、コネクティビティを



改善するサービスを提供している。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 [tada@toyo.jp](mailto:tada@toyo.jp)、までお願いします。)